



日米の移民政策における「写真花嫁」の位置づけ

著者	佐藤 祐香
雑誌名	東西南北
巻	2015
ページ	217-233
URL	http://id.nii.ac.jp/1073/00003838/

日米の移民政策における「写真花嫁」の位置づけ

佐藤祐香 特別研修員

1 —— 写真花嫁、写真結婚

(1) 写真花嫁（ピクチャーブライド）、写真結婚とは

「ピクチャーブライド」あるいは「写真花嫁」という言葉を耳にしたことはあるだろうか。資料も少ないこともあり、現代の日本では聞いたことがある人は少ないと思われる。「写真花嫁（ピクチャーブライド）」とは、「呼び寄せ移民時代」（1908-1923）に「写真結婚」と呼ばれる婚姻方法で結婚し、海外へ移住した女性たちのことをいう。移民史では、写真結婚（picture marriage）を短縮して写婚あるいは写真婚、写真結婚した女性を写真花嫁（picture bride）あるいは写婚妻と呼ぶ¹⁾。

だが、これは決まった定義ではなく、日本政府の見解（1919年時点）や、研究によっても解釈が異なる。また、「写真結婚」についても同様のことがいえる。

例えば、朝鮮半島のピクチャーブライドを論じた羅京洙^{ラキョンス}の論文「コリアン「写真花嫁」の国際移動」によると、

田中景は、「写真結婚」を在米日本人移民一世の間で普及した結婚習慣として捉えている。アメリカ在住の日本人男性と本国の日本人女性が、仲介者の紹介を経て、お互いの写真、履歴書、手紙を交換し、結婚を決めるという、一種の見合い結婚であるという。増淵留美子は、写真の交換をせずに太平洋を隔てて結婚したのも「写真結婚」として分類し、「写真結婚」の概念が当時、より広い意味として使われていたと指摘する²⁾。

1) 太田孝子「排日運動下におけるシアトル穂高倶楽部（Ⅱ）——「写真結婚」と「外国人土地法」を中心に」『岐阜大学留学生センター紀要』、2000年、4頁。

2) 羅京洙「コリアン「写真花嫁」の国際移動——知られざる移民女性たちの「再評価」」島田法子編著『写真花嫁・戦争花嫁のたどった道——女性移民史の発掘（日本女子大学叢書7）』明石書店、2009年6月、87頁。

また、「写真花嫁」は日本だけにあった特別なものではなかった。たとえばトルコやアルメニア、ギリシャからも「写真花嫁」が移民男性の妻としてアメリカに移民してきていた³⁾。ただ、日本人に関していえば、彼女たちの移住した先は、アメリカ、カナダなどで、特にハワイ (Hawaii) が多かった⁴⁾。

それは、羅が扱う朝鮮半島出身のハワイの「写真花嫁」についても同様で、約700人から1000人居た朝鮮半島の「写真花嫁」のうちの約9割がハワイ、残りの1割がアメリカ本土に渡ったと言われているようである。

また、羅は、「コリアン「写真花嫁」の場合も、ハワイに来た女性たちが実際に写真交換を行った「写真花嫁」であったかどうかの事実関係をめぐる議論がある」⁵⁾ことを挙げている。そして、当時、朝鮮半島の女性たちの中にも「写真を交換しなくても「写真花嫁」として名乗る（もしくは名乗られる）人々が存在したと推定」⁶⁾し、その意味において、「「写真結婚」の概念を広義的に捉える増淵の見解はコリアンの場合にも当てはまるどころがある」⁷⁾と増淵を評価したうえで、「特定の民族と国家に限らず、結婚相手と一度も会うことなく、写真あるいは手紙の交換のみで結婚相手を決め、国際的な移動をした女性たちを「写真花嫁」と呼ぶ。また、その白黒写真を「仲人」として結ばれた結婚を「写真結婚」と呼ぶ」⁸⁾としている。

ちなみに、「昨今の韓国人やコリアン・アメリカンの間では、「写真結婚」をした女性に対して「写真新婦」という韓国語の呼び方をしている」⁹⁾そうである。

それから、当時の日本政府の見解である。柳澤幾美の「「写真花嫁」移民禁止の経緯」によると、1919年当時の日本政府の外務省史料『米国ニ於ケル排日問題雑件』では「「写真結婚」の範囲を「写真を交換した有無にかかわらず、夫の在米中に日本で結婚を済ませたもの」¹⁰⁾と広義に定義している。

そして、柳澤は20世紀初めに、先にアメリカやカナダなどに移民した日本人男性と日本にいる女性が「太平洋を隔てて写真や手紙を交換することによって成

3) 柳澤幾美「「写真花嫁」は「夫の奴隷」だったのか——「写真花嫁」たちの語りを中心に」島田法子編著『写真花嫁・戦争花嫁のたどった道——女性移民史の発掘（日本女子大学叢書7）』明石書店、2009年、49頁。

4) ハワイ (Hawaii) は近隣の関連書では「ハワイイ」と表記されることもあるが、ここでは参考文献の関連書などで「ハワイ」と表記する。

5) 前掲、(羅、2009) 87頁。

6) 同書、87、88頁。

7) 同書、88頁。

8) 同書、88頁。

9) 同書、88頁。

10) 柳澤幾美「「写真花嫁」移民禁止の経緯——日米外交の視点から」『移民研究年報』第10号、日本移民学会、2004年a、105頁。

立した婚姻」が「写真結婚」であり¹¹⁾、アメリカに到着した日本人移民の女性たちは、「写真結婚」であってもなくても、「写真花嫁」と呼ばれていたと言っている。つまり、「写真花嫁」という呼称には、「移民した日本人女性全体に与えられたレッテル」¹²⁾の意味があったのだ。

ちなみに、「ピクチャーブライド」という表現を他にしている人は、確認できた範囲内では矢口祐人だけであった。矢口によると、「ピクチャーブライド」は、「十九世紀末から二十世紀初めにかけて、ハワイやアメリカ西部に移住した日本人男性と、写真だけで「お見合い」をして結婚を決め、日本から海を渡った女性たちのこと」¹³⁾で、「写真を交換するだけで、一度も会うことがないばかりか、親や仲人が勝手にまとめてしまうケースも珍しくなかった」¹⁴⁾とも指摘している。

これらの人々の定義の中では、1919年当時の日本政府と矢口の見解に近いものを感じるが、間に仲介する人の存在の有無と、年代を限定的な位置づけにしているところが異なる。

また「写真」という、当時、まだ新しい表現媒体の言葉を使っているにもかかわらず、それを使わない結婚や花嫁も含むという見方には、違和感を覚える。

だが、先に柳澤が主張していたように、「写真花嫁」の存在が、日本人女性の移民に対する偏見になっていたことを考えれば、「写真」の交換をしていない彼女らも「写真花嫁」に位置づけられることに納得できるだろう。「ピクチャーブライド」は、1924年の「排日移民法」で日本人の移民が禁止されるきっかけをつくった重要な要素となった。それは、アメリカのメディアが特に日本と朝鮮半島出身の「ピクチャーブライド」を批判する記事を出し、反日感情を扇がせたことがきっかけであった。「排日移民法」と「ピクチャーブライド」の因果関係については、第2章で扱う。

(2) 写真花嫁、写真結婚のはじまり

1903年6月4日、ハワイ・ホノルルの「移民局で九組の日本人のカップルが集団結婚式を挙げた」¹⁵⁾と現地の日本語新聞「やまと新聞」に「クォランチンでの結婚」という見出しで掲載された。彼らは、ハワイに移民した日本人男性と、その「妻」として「夫」に呼び寄せられ、ハワイにやって来た日本人女性であった。なお、結婚式は、現地の牧師であった本川源之助らの立ち会いのもと、アメリカの法律に則ったキリスト教式のものが行われた。この時点では「写真花嫁」とは呼ばれていないが、資料として確認された限りでは、これが最初の日本人の

11) 前掲、(柳澤、2004年a) 97頁。

12) 前掲、(柳澤、2009年) 52頁。

13) 矢口祐人『ハワイの歴史と文化』中央公論新社、2006年9月、12頁。

14) 同書、12頁。

15) 前掲、(柳澤、2009年) 52頁。

「写真結婚」である¹⁶⁾。

このことについて柳澤が「移民局で結婚式を挙げるといふ、その後の「写真花嫁」の入国モデルとなったとも考えられる」¹⁷⁾と言っているように、その翌月の7月に、移民局総監がホノルル移民支局長に対して、女性が売春目的ではないことを確認してから、二人に移民局で結婚式を挙げさせるように指示を出している。

アメリカ本土の「写真花嫁」で最初の記録として外交文書に残っているものは、その2年後の1905年である。これは「写真結婚」が初めて問題になった出来事であった。サンフランシスコの移民局で、イキ・コツルという一人の日本人女性が入国を拒否され、現地のメソジスト教会付属婦人ホームに拘留されてしまう。それは、「写真や手紙の交換だけで同居の事実もない」¹⁸⁾ため、カリフォルニア州の州法により結婚が無効にされた。だから、アメリカに移民していた日本人男性の正式な移民の妻だと認められず、婦人ホームに預けられてしまったのだ。

また、アメリカでは1875年に「ページ法」という法律が制定されて、売春婦の入国が禁じられていたのだが、コツルが売春婦なのではないかと疑われてしまったという理由もあった。

日本政府はそれに対して、この婚姻は日本の民法では正式な婚姻であると合衆国商務労働省や移民局に抗議し、その結果、婦人ホーム館長のレーキを後見人として、そこで挙式することで、コツルは男性の妻としての入国が認められた¹⁹⁾。

今後も同様のことが起きることを予測した日本の外務省は、対策を練ることを迫られた。たとえば日本政府は、アメリカ西海岸地域の各州の州法を取り寄せ、国際司法学者・山田三郎の意見を聞くなど、日本の民法とそれらの州法とを比べて「写真結婚」が成立するかどうかの検討を重ね²⁰⁾、大きな問題にならないうちに介入して解決しようと努めた。

「写真花嫁」の増加は、1907年から1908年に合意に至った「日米紳士協約」で一般の移民が禁止されてからであった。

この頃の日本人移民たちの主な職業は、農業になりつつあった。それ以前は、主に季節労働やプランテーションで労働をしていた。単身で出稼ぎのために移民してきた日本人男性たちも、定住を考えるようになっており、現地の領事館は、

16) 前掲、(柳澤、2009年) 52頁。

17) 同書、52-53頁。

18) 同書、53頁。

19) 同書、53頁。またその注(14)にはこうある。「在サンフランシスコ領事・上野季三郎より特命全権公使・高平小五郎宛書簡「伊木勘次郎及同コツル兩人ノ結婚ニ対シ合衆国移民官ガ無効ノ主張セン件」一九〇五年二月七日付、外務省外交史料館所蔵、第3門8類2項212号『日米間ニ於ケル本邦人結婚効力取調一件』(同書、80頁)。

柳澤幾美「二重の偏見『写真花嫁』イメージに隠された日本人女性移民の実像」田中きく代・高木(北山)眞理子編著『北アメリカ社会を眺めて——女性軸とエスニシティ軸の交差点』関西学院大学出版会、2004年b、147-148頁をも参照。

20) 同書、80頁。

女性の移民を増やすことで日本人コミュニティをつくって、日本人移民たちの社会の質を高めることを目指していた。そのようなわけで、日本人たちが始めた「写真結婚」を利用しようとしたのだ。

現に、1911年10月、在サンフランシスコ近藤総領事代理は、「日米紳士協約」以降のアメリカの日本人移民報告書を外務大臣小村壽太郎宛に出しているが、その中で「写真花嫁」に関して、「今しばらくは女性の渡航を増加させるという方針を採りたい」²¹⁾ という要望を出している。

そこで日本政府は、売春婦の渡米を防ぐために「写真花嫁」への旅券発給に厳しい基準を設けた。基準は、アメリカ政府の要請もあり、妻を呼び寄せるためには、旅券申請の6ヶ月以上前には、夫の戸籍に入っていなければならなかった。また、移民男性には銀行預金などの財政証明を「呼び寄せ証明」発行の条件とした²²⁾。このようにして「写真結婚」が日本政府によって制度化されて、「写真花嫁」の数は急増していったが、「写真花嫁」の増加の問題については、この時点ではまだ移民局で止まる程度であった。

(3) 写真結婚の仕組み

「写真花嫁」が日本政府によって制度化されて以降の一般的な「写真結婚」のやり方は、以下のようであった。

まず、先にアメリカに移民していた日本人独身男性が、信用できる故郷の知り合い、仲人、親戚、親などに自分の写真を送り、自分に合いそうな女性を探してもらう。適当な相手が見つかり、双方の家が了解したところで女性の写真や履歴書などをアメリカにいる男性に送る。こうして写真、手紙の交換によりお互いの意思を確かめたのち、女性の籍を男性の妻として男性の家の戸籍に入れ、男性不在のまま日本で結婚式を挙げる²³⁾。

そして、

アメリカの夫は現地の日本領事館に呼び寄せ証明の発給申請を行い、その証明を日本に送る。そして女性側がそれを地方庁へ持参し、旅券交付を出願した。地方庁からの渡航許可が下りてから、「花嫁」は夫の待つアメリカに渡った。到着した土地の移民局で初めて顔を合わせた「妻」と「夫」は、ほかに到着した「写真花嫁」とその夫たちと共に集団結婚式を挙げ、その後晴

21) 前掲、(柳澤、2004年a) 98頁。

22) 前掲、(柳澤、2009年) 53頁。

23) 同書、54頁。

れて入国が許可された²⁴⁾。

「写真花嫁」たちの船旅は2～3週間もかかった。到着してすぐに、移民局で夫と妻が一人ずつ名前を呼ばれ、持ってきた写真で自分の夫、妻であるかの確認をされ、尋問された。質問は、それぞれの名前、年齢、出生地、男性の職業、渡米年、配偶者を以前から知っていたかどうかで、「写真花嫁」に対しては、アメリカで何に従事するつもりかということ聞かれ、ほとんどの場合、主婦や夫の手伝いと答えた。また、所持金の額なども聞かれた。

そして、日本領事館からの人物証明書と、「写真花嫁」が到着後に移民局で受けた身体検査の結果などを移民局に提出し、ようやく入国が許可された。

その後、在サンフランシスコ総領事の永井松三が、在ホノルル総領事の永瀧久吉に宛てた「写真結婚ニヨル呼寄婦人婚姻式取扱振ニ関シ回答ノ件」という1912年12月11日付の書簡の中で、シアトルの移民局では集団結婚式はもう既に行なわれていないこと、それぞれの宗教に従って各々で挙式をしていることを明らかにしているが、ハワイでも同年、日系新聞が集団結婚を非難する記事を相次いで掲載した。例えば、12月7日の「布哇報知」で「移民局結婚司式」という記事がある。移民局内のキリスト教による挙式は、キリスト教を押しつける強制的なもので、集団結婚は人道に反するとして、反対運動へと展開したのである。ホノルル総領事は、現地の移民官との交渉で集団結婚を取りやめて、移民たちが希望する宗教の祭司のもとで挙式することになった。

1913年1月25日、日本外務省は到着港の移民局での集団結婚をハワイに倣って変更させ、それぞれの宗教に従った結婚が地元の教会や寺院などで挙げられるようになった。

また、1915年には日本政府が、売春婦の渡米を防止する目的で「女性は男性より13歳以上年下であってはならない」²⁵⁾という年齢差に制限を新たに設けた。

1917年には「1917年法」という新移民法が施行された。この法律については、次の第2章でも扱うが、新しくアメリカへ移民するものに対し、「識字テスト」を課した。これは、簡単な母語が読めるかを移民局でテストするもので、教育が十分に普及してない国からの新移民の排除が目的であった。

しかし、「写真花嫁」は、その対象から除外された。それは、ハワイのホノルル総領事からの要請で、日本外務省が米国国務省を通じて米国労働省と交渉した結果、米国労働省は「写真花嫁」を日本での入籍だけで正妻と初めて認めて、「識字テスト」の対象から外すことを決めたのである。そして、これ以降は、到着地での結婚が不要になった。

24) 前掲、(柳澤、2009年) 54頁。

25) 同書、55頁。

一世のオーラルヒストリーの中にある「写真花嫁」の渡米時の平均年齢は20歳であるが、最高は28歳で、20歳以上が18人いる²⁶⁾。また、日本で教師をやっていた女性や、当時の平均的な初婚年齢よりもかなり高い女性もいた。

「写真結婚」は、アメリカにいる男性の戸籍が日本にあったことから実現できたものであった。ちなみに、入籍後の「写真花嫁」は、夫の実家で過ごすことが多かったようだ。

仲介人は、信用できる故郷の知り合い、仲人、親戚、親、近親者の知り合い、習い事の先生などで、また、夫となる人は、「写真花嫁」と同じ県民や村の出身者や、母親の再婚相手の息子や、義兄の弟であった。

だから、「写真花嫁」は、夫となる人とは直接、面識がなくても、仲介人とは面識があり、夫となる人は、ある程度信用されている人であった。それは、当時の結婚は、「家制度」による「家」同士の結びつきのための結婚であったことが背後にあるのだろう。そのため、親戚同士であったり、家族同士が知り合いであるなど、夫になる男性はある程度信用できる、身元の明確な男性であった²⁷⁾。

また、「写真花嫁」たちも、最終的には自らの意思で渡米を決めていたので、一概にこの結婚は強制されたものであるとはいえないだろう。

移民の出身都道府県は、広島県、沖縄県、熊本県、山口県、福岡県、和歌山県、福島県、北海道、長崎県の順番に多く、中国地方や九州を中心に移民していたようである。ただし、これは戦前および戦後に海外へ移住した人々の統計で、「写真花嫁」自身の出身地ではない。だが、結婚相手に同じ県民や近い地域出身者を選んでいたので、「写真花嫁」も海外へ移住した人々の出身地の統計の比率とあまり変わらないと考えてもいいだろう。

(4) 写真花嫁の普及の背景

「写真花嫁」が移民制限の法の抜け道となり、積極的に行なわれた背景には主に4つの理由があったと考えられる。

第1に、「写真花嫁」が誕生するきっかけとなった「日米紳士協約」である。「日米紳士協約」は、1907年から1908年にかけて日米両国政府間で合意された覚書である。「日本政府は再渡航者並びにアメリカ本土在住者の両親および妻子を除き、一切の労働者に対し、アメリカ本土域の旅券を発給しない」²⁸⁾という日本人のアメリカへの移民を制限する条項が書かれているが、これは日本政府が自主的に規制したものである。この協約により一般の移民は禁止されてしまったが、既にアメリカに移民していた日本人男性の両親や妻子は渡航することはできたので、「写真結婚」によって妻となった女性をアメリカに呼び寄せた。だから、「日

26) 前掲、(柳澤、2009年) 61-62頁。

27) 同書、63-64頁。

28) 同書、80頁。

米紳士協約」の施行後、「写真花嫁」の移民が増加した。

また、日本政府側の事情としても「写真花嫁」を利用しようとしていた。1911年10月、在サンフランシスコ近藤総領事代理は、「紳士協約」後のアメリカの日本人移民報告書を外務大臣小村寿太郎宛に出し、その中で「写真花嫁」に関して、「今しばらくは女性の渡航を増加させるという方針を採りたい」と伝えている²⁹⁾。現地領事館は、女性移民を増やすことで日本人コミュニティの形成を図り、日本人移民社会の質の向上を目指していたようだ。そこで、日本領事館は、渡航に関して日本にいる女性は旅券申請の6ヶ月以上前に夫の戸籍に入っていなければならないなどといった厳しい基準を設けた。これは売春婦の渡米を防ぐための措置であった³⁰⁾。

先に移民していた男性や政府の事情を踏まえると、「日米紳士協約」は「写真花嫁」が普及したと考えられる背景の最も大きな理由であったと言えるだろう。

それから、第2に「徴兵令」、それに関連して第3に旅費の問題も背景にあったと考えられる。移民社会に入った女性たちは、「写真結婚」や、日本に残されていた妻が呼び寄せられるという方法以外に、もう一つ方法があった。男性が花嫁探しに日本へ帰国して、故郷でお見合いするという方法である。これを「迎妻帰国」³¹⁾という。しかし、これはかなり限られた人々しかできない方法であった。この方法には非難されるような問題はなかったものの、費用と日数がかかるという点で大きな犠牲を払わなければならなかった³²⁾。日本に帰って妻を見つけてくるとなると、旅費とその間の稼ぎを失うことで最低数ヶ月分以上の経済的な損失になった³³⁾。見合いのための滞在期間などを含めると、ときには約一年分の損失にもなった³⁴⁾。しかも、費用は男性の帰国の費用だけでなく、妻の渡航費も含めた一往復半分の旅費、結婚費用、故郷の人々へのお土産なども必要であった。当時、生活費を除いた平均的な日本人の一年間の稼ぎは、日本円に換算すると約490円で、渡米費用は一人約150円もかかった。

また、旅費の問題だけではなく、第2の「徴兵令」の問題もあり、徴兵される可能性もあった。外国で暮らすすべての日本人男性は、徴兵猶予という恩恵をこうむっていたが、30日以上日本に帰っていれば猶予の資格を失った³⁵⁾。適当な花嫁を見つけ、正式に婚約して結婚するには1ヶ月以上を要したのである³⁶⁾。

29) 前掲、(柳澤、2004年a) 98頁。

30) 同書、99頁。

31) 前掲、(太田、2000年) 4頁。

32) 同書、4頁。

33) 前掲、(柳澤、2009年) 50頁。

34) 同書、50頁。

35) ユウジ・イチオカ著；富田虎男、衆井輝子、篠田左多江訳『一世 黎明期アメリカ移民の物語り』刀水書房、1992年10月、183頁。

36) 前掲、(イチオカ、1992年) 183頁。

だから、経済的に裕福ではなかった多くの移民の日本人男性にとって、旅費と時間を節約する手段として「写真結婚」以外を選択する余地がなかったのである。

そして最後、第4に人種意識があった。当時、少なくともカリフォルニア州では、異人種間の結婚が州法で禁止されていた。つまり、日本人とアジア圏の異民

表1 日系社会における女性数

年	全日系人口	男性	女性	未婚女性	割合	既婚女性
1900	24,326	23,341	985	575	2.4%	410
1910	72,157	63,070	9,087	3,506	4.9%	5,581
1920	111,010	72,707	38,303	16,110	14.5%	22,193
1930	138,834	81,775	57,059	33,129	23.9%	23,930

出典：柳澤幾美「写真花嫁は「夫の奴隷」だったのか——「写真花嫁」たちの語りを中心に」島田法子編著『写真花嫁・戦争花嫁のたどった道——女性移民史の発掘（日本女子大学叢書7）』明石書店、2009年、50頁。

原典：U. S. Department of Commerce, Bureau of the Census, *Fifteenth Census of the United States: 1930, Population*, Vol. II, (Washington: Government Printing Office, 1933) より作成。

表2 「写真花嫁」上陸数

年	サンフランシスコ	シアトル	合計
1912	879		879
1913	625		625
1914	768		768
1915	823	150	973
1916	486	144	630
1917	504	206	710
1918	520	281	801
1919	668	267	935
1920	697		697
総計	5,970	1,018	6,988

出典：柳澤幾美「写真花嫁は「夫の奴隷」だったのか——「写真花嫁」たちの語りを中心に」島田法子編著『写真花嫁・戦争花嫁のたどった道——女性移民史の発掘（日本女子大学叢書7）』明石書店、2009年、51頁。

出典注：この表は原典のまま記載した。各年の数字が正しいとすれば、合計はシアトルが1,048、総計が7,018となる。

原典：在米日本人会編『在米日本人史1』（復刻版）PMC出版、1984年、90頁。

表3 「写真結婚婦人」呼び寄せ証明書発給数（シカゴ、ニューヨークは不明）

館名 \ 年	1915 (大正4)	1916 (大正5)	1917 (大正6)	1918 (大正7)	1919* (大正8)	計
サンフランシスコ	736	508	660	699	469	3,072
ロサンゼルス	160	308	232	344	286	1,330
シアトル	148	151	211	283	230	1,023
ポートランド	101	125	141	145	93	605
ホノルル	1,684	1,459	1,662	1,392	985	7,182
	2,829	2,551	2,906	2,863	2,063	13,212

出典：柳澤幾美「写真花嫁は「夫の奴隷」だったのか——「写真花嫁」たちの語りを中心に」島田法子編著『写真花嫁・戦争花嫁のたどった道——女性移民史の発掘（日本女子大学叢書7）』明石書店、2009年、51頁。

*1919年は10月まで。

原典：外務省外交資料館資料「米国ニ於ケル排日問題雑件写真結婚廃止問題」第3門8類2項339号-13より作成。

族ならば結婚は禁止されていないことになる。だが、少なくとも朝鮮半島の人々は、「被植民地の民という現実から、民族と同胞への執着がきわめて強かった彼らは、異人種・異民族との結婚」³⁷⁾を望まなかった。

また、日本人移民の男性も日本人女性との結婚を望んだ。人種差別が根強かった当時のアメリカ社会のことを考えれば、白人女性との結婚は考えられなかっただろう。

しかし、ここでひとつ問題が起こる。以下の3つの表は、柳澤幾美の「写真花嫁」は「夫の奴隷」だったのか」より引用したものだが、表1を見ても一目瞭然に分かる通り、出稼ぎに来ている未婚の日本人女性の人数が圧倒的に少なかった。そこでとられた手段が「写真結婚」であった。表2や表3を見ての通り、1915年が頂点になっているが、その後も「写真花嫁」の数は増えている。

「写真結婚婦人」呼び寄せ証明書」を発給した数は、1912年から1919年までの間に「アメリカ本土では約6000人、ハワイでは約7000人、合計1万3000人あまり」³⁸⁾が、「写真花嫁」として呼び寄せ証明を受けていた。なおホノルルの報告によると呼び寄せ証明数の合計は、7182件であるが、実際の渡航数は5277人である³⁹⁾。またホノルル以外の実際の渡航数は記されていない⁴⁰⁾。

2——移民政策と排斥運動

(1) 日本人移民の歴史

「排日移民法」で移民が禁止されるまでの歴史は、『ハワイ日本人移民史』の分類に従うと、漂民時代、元年者時代、官約時代、私約時代、自由時代、呼び寄せ時代、移民禁止時代という7つに区分することができるが、今回は呼び寄せ移民時代以外は省略する。

「呼び寄せ時代」(1908(明治41)-1923(大正12))は、日本外相の林董^{ただす}とアメリカ駐日大使オブライエンによる1908(明治41)年の「日米紳士協約」成立以降、入国が認められた者は、既にアメリカ在住の移民の家族と帰米を希望する再渡航者で、新規の移民は渡航できなくなった時代であった。「日米紳士協約」により、日本人移民は制限され、新規の移民は移住することができなくなった⁴¹⁾。この結果、1902年以来、毎年およそ1万人以上渡航していたハワイ移民は、1908年以降1000~4000人台に減少している⁴²⁾。それでも、1924(大正13)年の

37) 前掲、(羅、2009年)89頁。

38) 前掲、(柳澤、2009年)52頁。

39) 同書、80頁。

40) 同書、80頁。

41) カナダでも1907(明治40)年にルミュー協約が結ばれ、日本人の移住が制限された。

42) 飯田耕二郎『ハワイ日系人の歴史地理』ナカニシヤ出版、2003年3月、5頁。

移民法により日本人の移住が事実上不可能になるまで、ハワイへ向かう移民の流れは着実に続いた⁴³⁾。この時期に、日本政府が移民減少の打開策としてとったのが、「写真花嫁」であった。「写真結婚」で「写真花嫁」となった女性たちを、「呼び寄せ移民」として移民させたのだ。しかし、この「写真花嫁」が、一応鎮静化していた排日運動を再び煽動する口実となってしまった。そして、1920（大正9）年にアメリカ本土への呼び寄せ移民が禁止となる。ハワイへの呼び寄せ移民は続いていたが、1924（大正13）年7月、ついにハワイでも新排日移民法が実施されて、呼び寄せ移民が禁止となってしまう。これによって、再渡航者、ハワイ出生者、旅行者を除く日本人はハワイ入国も禁止となり、1940（昭和15）年まで続いた。だが、日本の開国以来、約60年の間に紆余曲折を経て、多くの日本人移民がハワイやアメリカに限らず、海外へ移民した。

(2) 移民法

「写真花嫁」を論ずるにあたり、1907年以降から日本人の移民が禁止される1924年までの間に規定された、移民法も見ておかなければならない。

1907年法はアメリカの移民組織を調査するために、移民委員会（Dillingham Commission）の設立を規定した⁴⁴⁾。この委員会は、4年間の研究の結果、42巻に及ぶ報告書で移民の制限的方策を勧告した。その勧告の一つは、1910年法によれば「合衆国における外国人売春婦の国外退却処分」を規定したものであった⁴⁵⁾。そして、1917年法ができるまで1907年法が重要な移民法でありつづけたのである。

移民法は1907年法では、入国拒否の種類をつぎのような者を含めた。「精神薄弱者、親に伴われない子ども、生計を立てる能力に影響を及ぼす肉体的および精神的欠陥のある者、結核を患う者、破廉恥性を包含する犯罪をおかしたことを自白する者、女性で合衆国に売春またはその他不道徳な行為を行なうために来る者」⁴⁶⁾等である。

実際にはこの移民法は1917年まで実施されなかった。しかし、1917年、ウィルソン大統領の拒否にも拘らず、連邦議会は移民法の総合的改正法を制定した。論争の争点は、識字テストであった。これはウィルソン以前のクリーブランドや、タフトといった3人の大統領によって拒否されていた問題であった。識字テストを行う目的は、アジア人を締め出すためであり、日本人を除くアジア禁止地帯が創設された。日本人は紳士協約があったため、除外されたのだ。

43) 前掲、(矢口、2006年) 27頁。

44) 川原謙一『アメリカ移民法』信山社出版、1990年3月、14頁。

45) 同書、14頁。

46) 同書、14頁。

1917年法は、移民の質的制限を規定し、移民官の権限を拡張し、なおかつ、ある種の禁止された人々を入国させないための裁量的権限を与えた。違法に入国した外国人は、入国後3年または5年以内に国外退去処分にされた。そして、アメリカにて犯罪または破壊主義的行為に従事する外国人は、時間制限なくして国外退去処分にされた。

ちなみに、1918年には無政府主義者法が制定された。破壊主義的外国人の入国および国外退去処分の条項を拡大し、それらの者を時間的制限なしで追放する権限を与えたのである。これまでは、入国しようとする外国人の質に関してのみの規定であり、入国者の数に関しては何も規定をおいていなかった。

ところが1921年法で、アメリカでは最初の移民割当法ができた。これは1910年の国勢調査に基づき、その年にアメリカに居住する外国生まれの外国人を、その出生国別に分類し、その出生国人口の3%にあたる数の移民をその国の割当数とした。そして、総移民数を年間35万名に制限した。このことから、1921年法は「3%法」や「最初の割当法」とも呼ばれている。

出身国別割当制度が生まれた背景として、第67連邦議会が1921年5月17日法を制定し、「ピルグリムス・ファーザーズがメイ・フラワー号にて新大陸へ船出してから三〇〇年、合衆国憲法制定後一三〇年にして遂に自由移民の時代は永久に去って移民制限の時代へと移行した」⁴⁷⁾のだ。

ちなみに、この移民割当法はアメリカ大陸の市民には適用されなかった。この移民法は1922年に失効することになっていたが、1924年6月30日までその失効が延期された。それは、この移民割当法が合衆国に居住する外国人のみの数を基礎としていることに対して、合衆国の人々から非難が醸し出されたからであった。合衆国の国民を最高水準とし、その最高水準を希望している人種はアメリカの国民そのものであり、割当の基準に対してアメリカ人もその基礎とすべきだという考えがあったからである。いずれにしろ、これによりアメリカでの移民制限政策に拍車がかかったといえるだろう。

そして、1924年に数的制限に関する永久的政策が考慮され始め、1924年法が制定された。いわゆる「排日移民法」である。この法律では出身国別割当制度を採用した。今回は基準とする年度を1890年とし、外国からの移民の許可率を2%にした。割当数は年間15万名としたが、西半球諸国の土着民に対しては何らかの割当をおかなかった。

また、その他の非割当移民は、アメリカの国民ならびに帰還する合法的外国人居住者の外国人配偶者及び子とした。この法律でもアメリカ大陸の市民は適用外であった。

アメリカに入国しようとする外国人は、海外のアメリカ領事から入国査証を取

47) 前掲、(川原、1990年)75頁。

得しなけりばならなかつたが、査証や割当の要件に違反して入国した外国人は、時間制限なくして国外退去処分の対象となつた。だから、市民権取得の不可能な外国人、特に日本人を含むアジア系の人々の入国を禁止する条項を置かれた。つまり、日米紳士協約の協調関係が壊れてしまつたのだ。欧州南東部からの移民は激減し、新移民は不利になり、アジア系は完全に締め出されてしまつた。

1917年法と1924年法は、アメリカの移民政策において二つの重要な要素であつた。1917年法は質的制限を強調した規定だつたのに対し、1924年法は数的制限を規定した画期的な立法であつた。この法律は、1952年のマッカラン・ウォルター移民帰化法が制定されるまで、具体的な変更がなく続いた。この期間にも、いくつかの法律が制定されたが、これら二つの移民法により移民政策の永久的性格がより確固なものとなつたのである。

(3) 移民政策と排斥運動

アメリカの日本人移民に対する政策は2つあつた。

第1に、「日米紳士協定」である。これは、1907年から1908年にかけて、日米両国の政府間で合意された覚書で、アメリカへ行こうとしている日本人労働者に対する旅券発給を日本政府が自主的に停止したものであつた。「日本政府は再渡航者並びにアメリカ本土在住者の両親および妻子を除き、一切の労働者に対し、アメリカ本土域の旅券を発給しない」⁴⁸⁾ という条項が書かれていた。つまり、妻になつてしまえば、アメリカへ行けるということになる。だから、この協定の抜け穴として、「写真花嫁」という手段が急増していったということがいえるだろう。

第2に、「外国人土地法」である。この問題は重大で、カリフォルニア州では2回も施行された。「第一次外国人土地法」は1913年に成立された。この土地法を阻止するために、ちんだすてみ 珍田捨巳駐米大使がウィリアム・J・ブライアン国務長官と会談を行つた。日本側は、土地法成立を阻止する代わりに、日本からの「写真結婚婦人」の渡米を制限するように求めた。これは牧野伸顕外務大臣からの極秘の命令であつた。

しかし、ブライアン国務長官は、カリフォルニア州知事ハイラム・W・ジョンソンに土地法阻止の要請のために会談を行つたことを伝えられず、5月に「第一次外国人土地法」が成立してしまつた。柳澤幾美の「『写真花嫁』移民禁止の経緯」の中で、蓑原俊洋が「もしこの『写真花嫁』入国停止提案がジョンソン知事に伝えられていたならば、『外国人土地法』の成立は避けられた可能性がある」⁴⁹⁾ と指摘している。

48) 前掲、(柳澤、2009年) 80頁。

49) 前掲、(柳澤、2004年a) 105頁。

「第一次外国人土地法」により、日本人の土地所有は禁止され、借地権も制限された。しかし、彼らの子ども、つまり二世はアメリカの市民権を取ることができたため、一世たちは自分の子どもも名義で土地を購入し、農業を続けていた。

アメリカ西海岸では1913年頃から、「写真花嫁」をばかにするような新聞記事が登場し始め、次第に攻撃するような論調になっていき、排日運動は1919年に頂点に達した。

サンフランシスコの総領事であった太田為吉が、1919年10月5日付けの電報で内田康哉外務大臣宛に「写真花嫁」への旅券発給を停止するよう要請した。そして10月29日に在米日本人会に禁止勧告決議案を採択するように提言した⁵⁰⁾。

日本政府は、在米日本人会からの要求という形をとって、日本政府の「写真花嫁」への旅券の発給中止を試みようとした。

そして、在米日本人会参事会は各地方日本人会、他の連絡日本人会などに無断で決議、翌日現地英字新聞に発表した。これに各地方日本人会や、他の連絡日本人会は猛反発した。この間にも、現地の英字新聞では「写真花嫁」に対する攻撃の記事が掲載され続けた。

11月1日、翌年1920年1月に土地法修正強化のための臨時州議会の開催を決議し、上下両院を通過した。しかし、州知事ウィリアム・D・スティーブンは反対し、臨時州議会を開催しないと宣言した。これは、排日運動がこれ以上高まらないようにするためであった。

11月11日、埴原正直外務次官は、駐日大使ローランド・S・モリスに「写真結婚」による女性の渡米禁止決議を支持していることを伝える。そして、カリフォルニア州知事の立場を支持してほしいと依頼した。モリスは、ランシング國務長官に会談の内容を伝えた。

ちょうどこの頃、ドイツ利権の日本による継承要求を保留することを合衆国上院が賛成可決した、山東問題が日本で大きく報道され、反米感情が高まっていた。だから、排日運動が日本国民の自尊心や感情を刺激し、大衆の敵対感情が高まることを日本政府が恐れていた。

そして、12月5日の日本の閣議で内田外務大臣が、「アメリカにおいて排日案(第二次土地法)を阻止するのは困難でもあり、また1月には排日案のためのカリフォルニア州臨時議会を召集するとのことであるから、国交上むしろこれを禁止したらどうだろうか⁵¹⁾と発言すると、原敬首相は「自主的に禁止するという趣旨を明らかにするために、帝国政府においてはこのような結婚より生じる不幸の出来事も多いため、婦人保護のためにこれらを禁止するように⁵²⁾と注意し、

50) 在米日本人会とは、サンフランシスコ総領事館の下に政治的に組織され、官僚的な役割も与えられていた。ここは、北部カリフォルニア地域の地方日本人会をとりまとめる政治的組織である中央日本人会であった。

51) 前掲、(柳澤、2004年a) 103頁。

「これを禁止する以上、結婚のために帰国する者に対しては徴兵猶予期間を延長し、また旅券公布の便宜も計るべきである」と内定した⁵³⁾。

だが、原首相は翌日6日、ただ「禁止する」だけと修正した。これは、それまで写真結婚を適法と主張してきた経緯があるからであった。そして、内田外務大臣は、幣原喜重郎大使に日本政府が「写真結婚」禁止を決定したことを伝えた。

12月8日、その命を受けた幣原が、合衆国国務長官ランシングにその旨を伝え、排日立法阻止を要請し、ランシングも「最善の努力を惜しまない」⁵⁴⁾と幣原に伝えた。そうして、日本政府は1920年2月以降の「写真花嫁」へ旅券発給を停止することが決まり、12月13日付けで日本からアメリカへ「日本政府は日米友好推進のため、いわゆる『写真花嫁』がもたらす状況を考慮し、アメリカ合衆国本土への彼女たちの入国を禁じることを決定した」⁵⁵⁾という覚書を送った。

ただし、ハワイは除外された⁵⁶⁾。これはハワイのプランテーションでの労働力が必要だったからだと考えられる。日本政府が旅券の発給を停止した措置は、排日運動の緩和、カリフォルニア州における第一次外国人土地法改正の回避が狙いであった。

しかし、連邦政府の意向を受けたカリフォルニア州のステューベン知事は、臨時議会の開催は阻止できたが、カリフォルニア州の住民投票までは介入できなかった。そのため、カリフォルニア州での「第二次外国人土地法」は、1920年12月に州の住民投票で成立した。これにより日本人の借地権が奪われ、自分たち一世の子どもの名義での土地所有も禁止されてしまった。

3—— おわりに

「写真花嫁」は、「日米紳士協約」の法の抜け道として誕生し、反日運動や日米外交といった政治的な場面でも利用された存在であったが、彼女たちの多くは自ら進んで「写真花嫁」になった。それは、「写真花嫁」と仲人との関わり合いの深さも関係していた。仲人との信頼関係が強かったので、直接、将来「夫」になる男性と面識が無くても、ある程度は信頼できたのである。

また、「写真花嫁」は貧しい農家の娘だけではなく、高学歴な女性も多かった。中には、日本特有の文化である「イエ制度」から逃れるために、日本から出てきた女性もいた。

52) 前掲、(柳澤、2004年a) 103頁。

53) 同書、103頁。

54) 同書、103頁。

55) 同書、103-104頁。

56) ハワイでは1924年の「排日移民法」で日本人の移民が完全に禁止されるまで「写真花嫁」は続いていた。

当時の写真は今日のように気軽に撮れるものではなかったが、男性の帰国中の経済損失のことや、相手がどのような人物か知る手段のことを考えると、最適の方法であったと考えられる。

また、年代は前後するが、一世の頃には朝鮮半島の「写真花嫁」である「写真新婦」、「観光花嫁」、二世の頃には「戦争花嫁」、ハワイの「戦争花嫁」である「軍人花嫁」、戦後の「花嫁移民」といった「写真花嫁」と類似した事象もいくつか存在していた。

しかし、類似した事象のもとをたどれば、「写真花嫁」やお見合いに行きつくと考えられるだろう。ただ、「観光花嫁」の資料が見つけれず、扱うことができなかつたのが残念ではあるが、これは今後の課題としていきたい。

日本人移民は公式な資料では1868（明治元）年から始まったとされているが、実は、それ以前より「漂流」という形で日本とハワイの交流はあった。幕末の漂流民で代表的な人物は、ジョン萬次郎こと、中濱萬次郎である。

当時の日本は鎖国体制下であり、「漂流時代」に海外へ流れ着いた人々は犯罪者であったが、萬次郎は日本の開国とハワイへの日本人移民を促すきっかけを作った立役者となった。

その後、1868（明治元）年から正規の移民時代である元年者時代、国が契約する官約時代が始まったが、ハワイ革命が起こり官約移民が廃止になった。

それからは民間移民会社による私約時代がやってきた。1894年の日清戦争により日本人の海外渡航は一時減少を見せたが、戦争の終結と共に特に北米への渡航が活発になった。移民会社も続々と設立され、日本政府は「移民保護法」を公布した。

その後、日本人移民が急増したため、北米やカナダにおいて次第に排日感情が引き起こされるようになり、日本政府は両国への出稼ぎ労働者の旅券発行を一時停止にした。また、ハワイ革命後のハワイはハワイ共和国となり、アメリカに併合されることが決まっていた。そのため、アメリカ移民法により契約移民の禁止が適用された。

契約移民が禁止になると、自由時代がやってきた。契約移民の禁止は、日本に二つの効果をもたらした。それは東南アジアや中南米といった新たな移民先が登場したということと、自由移民の増加であった。

1904年頃からハワイ在留の日本人がアメリカの本土やカナダへ続々と転航したり、日本から直接自由渡航したりする者が多かった。

しかし、その後、1907（明治40）年にハワイの日本人のアメリカ本土への転航が禁止され、呼び寄せ時代を迎える。その背景にも、やはり日本人移民の増加が関係していた。日本人移民の排斥運動が起きたからであった。「日米紳士協約」により入国が認められた者は、既にアメリカ在住の移民の家族と帰米を希望する再渡航者で、新規の移民は渡航できなくなった。

その結果、日本人のハワイへの移民の流れは1924年の移民法によって完全に日本人の移住が事実上不可能になるまで続いたが、移民の人口は減っていった。その移民減少の打開策として、「写真花嫁」が誕生したのである。

ヨーロッパ圏のピクチャーブライドは、あまり問題になることはなかったが、日本人や朝鮮半島の「写真花嫁」は、アメリカのメディアで批判された。それは、西洋ではない文化圏、つまり、「東洋文化圏は遅れている」という偏見がもともとアメリカにあったということだけではなく、新聞などのメディアを利用して反日感情を煽り、日本人を排斥しようとしていたからだろう。そして、「写真花嫁」が日米の政治の材料としてかっこうの餌食となり、排日運動に利用され、1924年の「排日移民法」で日本人移民が禁止されるきっかけになったといえる。

「写真花嫁」とは、日本の旧来の婚姻慣習を政治的に利用して移民を送り出し、結果的にはアメリカにおいていっそうの排日世論をかき立てる遠因を作ってしまった。それがその後の戦争にまで至る日米摩擦の一つの要因になったともいえるのではないか。現代も人種や民族の偏見にもとづく排斥の空気が世界各地で見られる。それに危機感を覚えずにいられない。

[さとう ゆうか]
(指導：松枝到所員)